

住民税（町県民税）の年金特別徴収（天引き）に関するQ & A

Q 1：公的年金からの特別徴収は、本人の希望により停止したりすることはできますか？

A：地方税法により、「公的年金等所得に係る個人住民税については、年金から特別徴収の方法により徴収する。」とされており、希望により停止等を選択することはできません。

ただし、以下の場合においては停止されます。

- ①特別徴収対象者が死亡した場合
- ②特別徴収対象者が町外へ転出した場合**※転出した年度のみ停止**
- ③特別徴収対象者の住民税額が変更となった場合**※変更年度のみ停止**
- ④介護保険料の年金からの特別徴収が中止された場合
- ⑤特別徴収されている年金の支給が停止された場合

特別徴収が停止された場合、年金から天引きしきれなかった分があれば、その残額について、普通徴収（納付書又は口座振替）により納めることになります。なお、死亡による停止の場合は、相続人のうち、納税義務承継の方が納めることになります。

Q 2：これまで住民税は全期前納していましたが、年金特別徴収でも全期前納とすることができますか？

A：全期前納は、普通徴収（納付書による納付又は口座振替）による納付の場合のみとなっており、公的年金からの特別徴収において、全期前納を選択することはできません。したがって、報奨金の適用もありません。

Q 3：年金以外にも所得がありますが、それらに対する住民税についても年金から特別徴収されるのですか？

A：公的年金から特別徴収されるのは、「公的年金等所得にかかる住民税」のみとなります。したがって、年金以外の所得（給与、事業、不動産所得など）にかかる住民税については、給与からの特別徴収か普通徴収（納付書又は口座振替）になります。

Q 4 : これまで住民税は口座振替で納めていましたが、年金特別徴収になるとどうなりますか？

A : これまで、住民税の納付を口座振替で行ってきた方については、年金特別徴収開始月より、年金特別徴収される住民税額に関しては、口座振替が止まります。（年金以外の所得にかかる住民税額については継続されます。）

Q 5 : 年金しか所得がありませんが、年金特別徴収開始の通知とともに、納付書が送られてきました。どうしてですか？

A : 年金特別徴収開始の初年度においては、「公的年金等所得にかかる住民税」の半分を普通徴収（納付書又は口座振替）で納めることになっています。次年度以降は、公的年金以外の所得が無い場合、住民税は公的年金から全額特別徴収されることとなります。

Q 6 : 年金特別徴収における「仮徴収」と「本徴収」の意味がよく分かりません。

A : 給与特別徴収分以外の住民税は、毎年6月中旬に税額を決定し、8月に年金支払者（日本年金機構など）へ特別徴収を依頼しています。このため、4月・6月・8月に年金から特別徴収される税額は、その年の正式な税額を適用する前に行われることになるため、暫定措置として、その年の2月に特別徴収した税額を、そのまま4月～8月にかけて適用します。これを「仮徴収」といいます。

そして、10月からは、正式な税額から「仮徴収」した税額を差し引いて余った分を、10月・12月・2月で3等分して特別徴収します。この期間の特別徴収のことを「本徴収」といいます。

このような措置が行われる理由としては、税額決定および依頼手続き完了後から特別徴収を開始すると、10月・12月・2月の3回で天引きすることになるため、一回の税負担が大きくなってしまうためです。

その他、疑問やご不明な点等ございましたら町役場税務課課税徴収係までお問い合わせ願います。（電話0247-33-2118）